

## 令和6年5月定例総会議事録

- 日 時 令和6年5月17日（金） 午前9時30分～午前10時40分
- 場 所 佐賀市役所 4階 大会議室
- 出席者 別紙名簿のとおり
- 次 第
1. 開 会
  2. 報 告
    - 第1号 農地法第3条の3届出
    - 第2号 農地法第18条合意解約通知
    - 第3号 使用貸借解約通知
    - 第4号 形状変更届
    - 第5号 令和6年度最適化活動の目標の設定等
  3. 局長専決処分報告
    - 第1号 農地法第4条による届出
    - 第2号 農地法第5条による届出
  4. 議 案
    - 第1号議案 取消願（農地法第5条の規定による許可）
    - 第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請
    - 第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請
    - 第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請
    - 第5号議案 農用地利用集積計画 所有権移転
    - 第6号議案 農用地利用集積計画 利用権設定
    - 第7号議案 買入協議の適否の判断について
    - 第8号議案 佐賀農業振興地域整備計画書（案）
    - 第9号議案 令和5年度最適化活動の目標及び目標に対する  
点検・評価
  5. 閉 会

## 午前9時30分 開会

### ○ 副会長

皆さん、おはようございます。

先ほどの報告のとおり、本日の出席委員は19名で、定足数に達しておりますので、ただいまより佐賀市農業委員会令和6年5月定例総会を開会します。

本日の定例総会につきましては、佐賀市農業委員会規程第9条第2項第2号に基づき、会長の職務を代理して、副会長である私が議長を務めさせていただきます。

本日の付議すべき事項としては、報告第1号 農地法第3条の3届出14件、報告第2号 農地法第18条合意解約通知20件、報告第3号 使用貸借解約通知4件、報告第4号 形状変更届1件、報告第5号 令和6年度最適化活動の目標の設定等1件、局長専決処分報告第1号 農地法第4条による届出2件、局長専決処分報告第2号 農地法第5条による届出2件。

議案としては、第1号議案 取消願（農地法第5条の規定による許可）1件、第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請11件、第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請4件、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請5件、第5号議案 農用地利用集積計画 所有権移転13件、第6号議案 農用地利用集積計画 利用権設定521件、第7号議案 買入協議の適否の判断について2件、第8号議案 佐賀農業振興地域整備計画書（案）1件、第9号議案 令和5年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価1件。

以上となっております。

ここで、皆さんに報告します。

現地調査については、南部は5月9日に行っております。また、調査会については、南部が5月13日、北部が5月14日に開催したことを報告します。

会議に入る前にお断りします。議事進行上、発言される場合は、挙手をして、議長が指名してから発言してください。

携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにしてください。

また、本日の議事録署名人には、佐賀市農業委員会会議規程第14条第2項の規定に基づき、5番委員の中山光委員、6番委員の北村タツ子委員の両名を指名します。

次に、ここで「常設審議委員会」に意見を求める案件について、今回は無かったことを報告します。

それでは、これより報告事項に入ります。

議案書 1 ページから 4 ページまでをお開きください。

**報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 届出**

1～14

○ **副会長**

報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 届出、報告番号 1 番から 14 番までの 14 件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **副会長**

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書 5 ページから 9 ページまでをお開きください。

**報告第 2 号 農地法第 18 条合意解約通知**

1～20

○ **副会長**

報告第 2 号 農地法第 18 条合意解約通知、報告番号 1 番から 20 番までの 20 件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **副会長**

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書 10 ページをお開きください。

**報告第 3 号 使用貸借解約通知**

2

○ **副会長**

報告第 3 号 使用貸借解約通知、報告番号 2 番を議題とします。

ここで皆さんにお諮りします。

この案件は、〇〇委員本人の案件になっておりますので、〇〇委員には一時退室していただき、先に意見を伺いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **副会長**

異議なしと認めます。よって、この案件について、〇〇委員には一時退室していただ

き、先に意見を伺うことに決定しました。

それでは、〇〇委員の退室をお願いします。

[委員 退室]

○ **副会長**

それでは、この案件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **副会長**

意見なしということで、次に進みます。

〇〇委員の入室をお願いします。

[委員 入室]

○ **副会長**

次に、議案書 10 ページをお開きください。

**報告第 3 号 使用貸借解約通知**

1・3・4

○ **副会長**

報告番号 2 番を除く、報告番号 1 番から 4 番までの 3 件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **副会長**

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書 11 ページをお開きください。

**報告第 4 号 形状変更届**

1

○ **副会長**

報告第 4 号 形状変更届、報告番号 1 番について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **副会長**

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書 12 ページをお開きください。

## 報告第5号 令和6年度最適化活動の目標の設定等

### ○ 副会長

報告第5号 令和6年度最適化活動の目標の設定等について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

### ○ 副会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書13ページをお開きください。

## 局長専決処分報告第1号 農地法第4条による届出

1・2

### ○ 副会長

局長専決処分報告第1号 農地法第4条による届出、報告番号1番及び2番の2件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

### ○ 副会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書14ページをお開きください。

## 局長専決処分報告第2号 農地法第5条による届出

1・2

### ○ 副会長

局長専決処分報告第2号 農地法第5条による届出、報告番号1番及び2番の2件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

### ○ 副会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書15ページをお開きください。

## 第1号議案 取消願（農地法第5条の規定による許可）

1

### ○ 副会長

第1号議案 取消願（農地法第5条の規定による許可）、審議番号1番を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○ **北部調査会長**

報告します。

審議番号1番は、申請地を発電所建設のための資材置場及び通路として利用する計画で、令和5年3月に農地法第5条の一時転用許可を受けていましたが、その後、発電所の建設場所を変更する必要が生じ、許可どおりの施工ができなくなったことから、取消願が提出されたものです。

なお、この案件について調査会において審議したところ、取消事由はやむを得ないと判断し、願い出どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ **副会長**

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **副会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、願い出どおり承認することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **副会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号1番については、願い出どおり承認することに決定しました。

次に、議案書16ページ及び21ページをお開きください。

**第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請**

1

**第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請**

3

○ **副会長**

第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請、審議番号1番及び第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号3番の2件を議題とします。

ここで、皆さんにお諮りします。

この2件については、目的が「営農型発電設備」の一時転用の更新の案件と、それに伴

う区分地上権の設定の案件で、一体のものとして申請されていることから、一括審議・一括採決とし、審議の順序を変更し、先に審議したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

## ○ 副会長

異議なしと認めます。よって、この2件については、一括審議・一括採決とし、審議の順序を変更し、先にこの2件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

## ○ 南部調査会長

報告します。

第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請、審議番号1番及び第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号3番の2件は、営農型発電設備の案件で、一体のものとして申請されていることから、一括審議・一括採決とし、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

農地法第3条の規定による許可申請、審議番号1番については、「区分地上権の設定」の案件で、農地の上空に太陽光パネルを設置するにあたり、その上空の利用についての権利設定を行うため、申請されたものです。

この案件では、農地の権利移転が発生せず、地権者がそのまま下部農地を耕作されることから、全部効率利用要件や、地域との調和要件など農地法第3条第2項各号の要件は必要なく、申請人の説明などから下部農地での営農に支障は無いものと思われ、許可相当と判断しました。

また、農地法第5条の規定による許可申請、審議番号3番については、転用目的が「営農型発電設備」の一時転用の更新の案件で、申請地は、申請人の母が耕作している農地ですが、令和3年から営農型太陽光発電を行っており、今後も農地での耕作を行いつつ、その上空で営農型発電を継続したく、申請されたものです。

委員から、太陽光発電設備の下部の作物について質問があり、申請人から、ハウレンソウやブルーベリー等の予定である旨の説明がありました。

また、委員から、ブルーベリーについて、現状のように圃場に直に植える方法では、栽培が難しいところがあるため、栽培の研究を行うことで、収量を上げる工夫をお願いしたい旨の意見が出されました。

さらに、委員から、草刈り等の管理をきちんと行ってほしいとの意見が出され、申請人から了承する旨の回答を得ました。

その他、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題

ないことに加えて、営農型発電設備の許可要件である、一時転用の期限が3年以内であること、支柱等が容易に撤去可能であること、下部農地における営農の適切な継続が可能なパネル配置であること、位置等からみて周辺の農地の効率的な利用や用排水施設の機能等に支障をおよぼす恐れがないこと、撤去に必要な資力と信用があること、電気事業者と連携契約を締結していることに加えて、一時転用を更新する場合には、「それまでの転用期間における下部の農地での営農状況を十分勘案して総合的に判断するもの」とされていることから、毎年の農作物の状況報告を確認し、農地復元確約書も提出されているため、許可相当と判断しました。

農地区分は、「市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地」に該当するため、農用地アの（ア）。

許可基準は、「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うもの」に該当するため、農用地アの（イ）のcと決定しております。

以上のことから、この2件については、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ **副会長**

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○ **委員**

前は令和3年に更新をされていますが、一時転用の案件については、3年ごとの申請が必要となるのでしょうか。

○ **副会長**

事務局お願いします。

○ **事務局**

一時転用の期限が3年となっていますので、営農型太陽光発電の事業を継続したいときは、期限が切れる前に3年ごとに更新を申請してもらうこととなります。

○ **委員**

太陽光発電パネルの耐用年数と更新期間との関係はありますか。

○ **副会長**

事務局お願いします。

○ **事務局**

太陽光パネルの耐用年数は20年から30年との計画をいただいておりますが、営農型

太陽光発電は農作物を耕作しながら発電を行うもので、一時転用の期間が3年となりますので、耐用年数と関係なく3年ごとの更新が必要となります。

○ **委員**

更新にあたり費用対効果も積算されて更新されているのでしょうか。

○ **副会長**

事務局お願いします。

○ **事務局**

皆様にお配りしています 資料4 南部現地調査会資料に収支計画書を掲載しておりますので、そちらを参考にさせていただきたいと思います。

○ **副会長**

他に質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **副会長**

質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **副会長**

異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請、審議番号1番及び第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号3番の2件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書16ページをお開きください

**第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請**

2

○ **副会長**

第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請、審議番号2番を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○ **南部調査会長**

報告します。

審議番号2番は、普通売買の案件です。

この案件については、地元農業委員及び推進委員による現地調査を含め、取得後、全ての農地を効率的に利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見て問題がな

いことから、別添の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たすと判断し、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ **副会長**

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **副会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **副会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号2番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書16ページ及び17ページをお開きください。

**第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請**

3～11

○ **副会長**

審議番号3番から11番までの9件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○ **北部調査会長**

報告します。

審議番号3番、5番、9番及び10番の4件は普通売買の案件、審議番号4番及び6番の2件は贈与の案件、審議番号7番、8番及び11番の3件は交換の案件です。

審議番号5番について、委員から、農地の売買価格について確認があり、事務局から、財産の処分にあたり、相互で了承された価格であると聞いている旨の説明がありました。

その他、各案件については、地元農業委員及び推進委員による現地調査を含め、取得後、全ての農地を効率的に利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見て問題がないことから、別添の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たすと判断し、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決

定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ **副会長**

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。この9件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **副会長**

異議なしと認めます。よって、この9件については、一括審議・一括採決を行います。それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **副会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この9件について、申請どおり許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **副会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号3番から11番までの9件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書18ページ及び19ページをお開きください

**第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請**

1～3

○ **副会長**

第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請、審議番号1番から3番までの3件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○ **南部調査会長**

報告します。

審議番号1番は、転用目的が「既存敷地の拡張」の農振除外を経た案件で、申請人が取締役を務める、空調断熱工事会社の駐車場が不足しているため、申請地を駐車場として整備し、会社に貸し出したいと、申請されたものです。

委員から、申請地内のパイプラインについて確認したところ、申請人から、管理者と協

議し、問題が起きないように施工するとの説明がありました。

その他、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「市街化調整区域内で概ね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、その区画の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械による営農に適するもの」に該当するため、甲種農地ウの(ア)の a。

許可基準は、「既存施設の拡張(拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る)」に該当するため、甲種農地ウの(イ)の d と決定しております。

審議番号 2 番は、転用目的が「農家住宅の敷地拡張」の農振除外を経た案件で、申請人は農業を営んでいますが、新たに作業場を新設したく、また、土地の調査をしたところ、自宅敷地の一部が農地であることが判明したため、適法化したく、申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、申請地の一部を許可無く転用されていたことについても、悪意は認められず、許可相当と判断しました。

農地区分は、「市街化調整区域内で概ね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、その区画の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械による営農に適するもの」に該当するため、甲種農地ウの(ア)の a。

許可基準は、「既存施設の拡張(拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る)」に該当するため、甲種農地ウの(イ)の d と決定しております。

審議番号 3 番は、転用目的が「農業施設」の農振の用途区分変更を経た案件で、申請人は、農業を営んでいますが、今般、土地の調査をしたところ、現在利用している農業施設が、農地であることが判明したため、適法化したく、申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地」に該当するため、農用地アの(ア)。

許可基準は、「用途区分の変更」に該当するため、農用地アの(イ)の b と決定しております。

以上のことから、この 3 件については、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ **副会長**

ありがとうございました。

それでは、審議番号1番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **副会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **副会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号1番については、申請どおり許可することに決定しました。

○ **副会長**

次に、審議番号2番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **副会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **副会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号2番については、申請どおり許可することに決定しました。

○ **副会長**

次に、審議番号3番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **副会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **副会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号3番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書 19 ページをお開きください。

### 第 3 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請

4

#### ○ 副会長

審議番号 4 を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

#### ○ 北部調査会長

報告します。

第 3 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請 審議番号 4 番は、転用目的が「一般住宅の敷地拡張」の案件です。

申請人は今般、土地の調査をしたところ、自宅敷地の一部が農地であることが判明したため、適法化したく申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、申請地の一部を許可無く転用されていたことについても、悪意は認められず、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第 2 種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第 2 種農地カの（イ）と決定しております。

以上のことから、この案件については、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

#### ○ 副会長

ありがとうございました。

それでは、審議番号 4 番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○ 副会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○ 副会長

異議なしと認めます。よって、審議番号4番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書20ページをお開きください。

#### 第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請

1・2

##### ○ 副会長

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号1番及び2番の2件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

##### ○ 南部調査会長

報告します。

審議番号1番は、転用目的が「資材置場の敷地拡張」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請人は、建設業を営んでいますが、事業拡大に伴い、現在の資材置場が手狭となったため、申請地に敷地を拡張したく、申請されたものです。

委員から、境界を土のうで施工されることについて、雨水が漏れるなど被害防除としては、十分ではないのではとの質問があり、申請人から、土のうはブルーシートで被うことで、10年くらい持つと考えているが、問題が発生すればその都度対応する旨の回答を得ました。

また、委員から、コンクリートなどを使っての土留めや、排水のための側溝を出来るだけ早く設置してもらいたいとの意見が出され、申請人から、了承する旨の回答を得ました。

その他、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」に該当するため、第1種農地 イ の(ア) の a。

許可基準は、「既存施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る）」に該当するため、第1種農地イの(イ)のeの(e)と決定しております。

審議番号2番は、転用目的が「駐車場」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めましたが、申請人は急遽欠席となっております。

申請人は、個人で建設業を営んでいますが、申請地を駐車場として整備したく、申請さ

れたものです。

委員から、隣接宅地との境界について、施工や管理の協議は尽くされているか確認したところ、事務局から、西側宅地との境界の既設U字溝は、農地の排水目的に使われていたものを、西側宅地の排水にも使われていて、今回申請地側に入ることにはなるが現状の利用を続けることで協議されている旨、また、北側宅地との境界についても既設コンクリートブロックを利用することで協議されている旨の説明がありました。

また、委員から、西側既設U字溝について、土砂が流入しないよう、防草シートなどを設置して土留めをしてはどうかとの意見が出され、事務局から、申請人からの話として、防草シートの設置は行わないが、問題があれば何らかの対応とるとの内容を聞いている旨の説明がありました。

このことについて、委員から、是非防草シートは設置してほしい旨の意見が出され、事務局から、申請人に対し伝達する旨の説明がありました。

さらに、委員から、境界や被害防除の施工について、隣接者との協議の詳細を確認できるものはあるのかとの質問があり、事務局から、協議をしたことは聞いているが、詳細は不明である旨の説明がありました。

このことについて、委員から、土留めと排水は、被害防除の根幹に関わる部分であり、被害防除を確認することが農業委員会の役割である。

今の計画では、被害防除について疑義があり、協議の内容や、施工を明確にしてからの審議が必要ではないかとの意見が出され、審議を保留しました。

以上のことから、この2件のうち、審議番号1番については、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定し、審議番号2番については、審議を保留しました。

以上で、報告を終わります。

#### ○ 副会長

ありがとうございました。

それでは、審議番号1番について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○ 副会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○ 副会長

異議なしと認めます。よって、審議番号1番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号2番について質疑に入ります。この案件は、申請地の被害防除等に疑義があるため、審議保留としたことが、先ほど南部調査会から報告されています。

審議保留することについて、何か御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○ 副会長

質疑を終結し、これより採決します。

それでは、南部調査会の報告にありましたとおり、この案件については、被害防除等の疑義を明確にしたうえで、次回以降に審議したいと思います。

それでは、この案件について、審議保留とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○ 副会長

異議がないようですので、審議番号2番については、審議保留とすることに決定しました。

次に、議案書21ページをお開きください。

### 第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請

4・5

#### ○ 副会長

審議番号4番及び5番の2件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

#### ○ 北部調査会長

報告します。

審議番号4番は、転用目的が「分家住宅」の農振除外を経た案件で、申請人は、現在、借家に居住していますが、手狭になったため、住宅の建設を計画したところ、申請地は実家に近く、適地と判断し、申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地力の（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するた

め、第2種農地力の（イ）と決定しております。

審議番号5番は、転用目的が「農業用資材置場」の案件で、申請人は、農業を営んでいますが、今般、農業用資材置場の整備を計画したところ、申請地は自宅に近く、適地と判断し、申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、また、申請地を許可無く転用されていたことについても、悪意は認められず、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地力の（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地力の（イ）と決定しております。

以上のことから、この2件については、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ **副会長**

ありがとうございました。

それでは、審議番号4番について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **副会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **副会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号4番については、申請どおり許可することに決定しました。

○ **副会長**

次に、審議番号5番について質疑に入ります。質疑ございませんか

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **副会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **副会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号5番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書22ページ及び23ページをお開きください。

**第5号議案 農用地利用集積計画 所有権移転**

1～7

○ **副会長**

第5号議案 農用地利用集積計画 所有権移転、審議番号1番から7番までの7件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○ **南部調査会長**

報告します。

審議番号1番から7番までの7件:29,808㎡について、調査会において審議したところ、計画どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ **副会長**

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この7件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **副会長**

異議なしと認めます。よって、この7件については、一括審議・一括採決を行います。それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **副会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この7件について、計画どおり承認することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **副会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号1番から7番までの7件については、計画どおり承認することに決定しました。

次に、議案書23ページ及び24ページをお開きください。

## 第5号議案 農用地利用集積計画 所有権移転

8～13

### ○ 副会長

審議番号8番から13番までの6件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

### ○ 北部調査会長

報告します。

審議番号8番から13番までの6件:8,606㎡について、調査会において審議したところ、計画どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

### ○ 副会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この6件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

### ○ 副会長

異議なしと認めます。よって、この6件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

### ○ 委員

審議番号12番、13番については、あっせん価格が安価であると感じるが、公社が認めればあっせんは可能ですか。

### ○ 副会長

事務局をお願いします。

### ○ 事務局

質問のあったあっせん売買については、地目が畑というところで、〇〇地区の通常のあっせんの相場の価格の半額であっせんが成立しています。

これにつきましては、農業公社も適正な相場の価格であれば買い受けると聞いていま

す。

○ **委員**

審議番号 11 番も地目が畑となっていますが、地域調整はありますか。

○ **事務局**

審議番号 11 番につきましても、地目が畑であります。利用の目的は菊を栽培されるということです。利用状況によって若干の価格差ありますが、あっせんは成立しております。

○ **副会長**

他に質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **副会長**

質疑を終結し、これより採決します。

この 6 件について、計画どおり承認することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **副会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号 8 番から 13 番までの 6 件については、計画どおり承認することに決定しました。

次に、議案書 41 ページをお開きください。

**第 6 号議案 農用地利用集積計画 利用権設定**

64

○ **副会長**

第 6 号議案 農用地利用集積計画 利用権設定、審議番号 64 番を議題とします。

ここで皆さんにお諮りします。

この案件は、〇〇委員の同居の親族及び〇〇委員本人の案件となっており、農業委員会等に関する法律第 31 条の議事参与の制限に該当します。

そこで、〇〇委員と〇〇委員には一時退室していただき、この案件を先に審議したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **副会長**

異議なしと認めます。よって、この案件を先に審議することに決定しました。

〇〇委員と〇〇委員の退室をお願いします。

[委員 退室]

○ 副会長

それでは、南部調査会の審査の報告をお願いします。

○ 南部調査会長

報告します。

審議番号 64 番

更新 1 件： 12,968㎡

について調査会において審議したところ、計画どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ 副会長

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○ 副会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、計画どおり承認することに、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○ 副会長

異議なしと認めます。よって、審議番号 64 番については、計画どおり承認することに決定しました。

〇〇委員と〇〇委員の入室をお願いします。

[委員 入室]

○ 副会長

次に、議案書 57 ページをお開きください。

第 6 号議案 農用地利用集積計画 利用権設定

128

○ 副会長

審議番号 128 番を議題とします。

ここで皆さんにお諮りします。

この案件は、〇〇委員本人の案件となっており、農業委員会等に関する法律第 31 条の

議事参与の制限に該当します。

そこで、〇〇委員には一時退室していただき、この案件を先に審議したいと思います  
が、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **副会長**

異議なしと認めます。よって、この案件を先に審議することに決定しました。

〇〇委員の退室をお願いします。

〔委員 退室〕

○ **副会長**

それでは、南部調査会の審査の報告をお願いします。

○ **南部調査会長**

報告します。

審議番号 128 番

更新 1 件： 1,578㎡

について調査会において審議したところ、計画どおり承認相当として、総会へ送ることに  
決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ **副会長**

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **副会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、計画どおり承認することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **副会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号 128 番については、計画どおり承認することに  
決定しました。

〇〇委員の入室をお願いします。

〔委員 入室〕

○ **副会長**

次に、議案書 79 ページをお開きください。

## 第6号議案 農用地利用集積計画 利用権設定

209

### ○ 副会長

審議番号 209 番を議題とします。

ここで皆さんにお諮りします。

この案件は、〇〇委員本人の案件となっており、農業委員会等に関する法律第 31 条の議事参与の制限に該当します。

そこで、〇〇委員には一時退室していただき、この案件を先に審議したいと思います  
が、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

### ○ 副会長

異議なしと認めます。よって、この案件を先に審議することに決定しました。

〇〇委員の退室をお願いします。

〔委員 退室〕

### ○ 副会長

それでは、南部調査会の審査の報告をお願いします。

### ○ 南部調査会長

報告します。

審議番号 209 番

更新 1 件： 3,719㎡

について調査会において審議したところ、計画どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

### ○ 副会長

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

### ○ 副会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、計画どおり承認することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **副会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号 209 番については、計画どおり承認することに決定しました。

〇〇委員の入室をお願いします。

[委員 入室]

○ **副会長**

次に、議案書 135 ページをお開きください。

**第 6 号議案 農用地利用集積計画 利用権設定**

450

○ **副会長**

審議番号 450 番を議題とします。

ここで皆さんにお諮りします。

この案件は、〇〇委員本人の案件となっており、農業委員会等に関する法律第 31 条の議事参与の制限に該当します。

そこで、〇〇委員には一時退室していただき、この案件を先に審議したいと思います  
が、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○ **副会長**

異議なしと認めます。よって、この案件を先に審議することに決定しました。

〇〇委員の退室をお願いします。

[委員 退室]

○ **副会長**

それでは、南部調査会の審査の報告をお願いします。

○ **南部調査会長**

報告します。

審議番号 450 番

更新 1 件： 4,746㎡

について調査会において審議したところ、計画どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ **副会長**

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **副会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、計画どおり承認することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **副会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号 450 番については、計画どおり承認することに決定しました。

〇〇委員の入室をお願いします。

〔委員 入室〕

○ **副会長**

次に、議案書 25 ページから 135 ページまでをお開きください。

第 6 号議案 農用地利用集積計画 利用権設定、審議番号 64 番、128 番、209 番及び 450 番を除く、審議番号 1 番から 451 番までの 447 件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○ **南部調査会長**

報告します。

審議番号 64 番、128 番、209 番及び 450 番の 4 件を除く、審議番号 1 番から 451 番までの 447 件

新規 41件： 355,776.00㎡

更新 406件： 2,691,460.15㎡

について調査会において審議したところ、計画どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ **副会長**

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この 447 件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **副会長**

異議なしと認めます。よって、この 447 件については、一括審議・一括採決を行います。  
それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **副会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。  
この 447 件について、計画どおり承認することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **副会長**

異議なしと認めます。  
よって、審議番号 64 番、128 番、209 番及び 450 番を除く、審議番号 1 番から 451 番までの 447 件については、計画どおり承認することに決定しました。  
次に、議案書 135 ページから 153 ページまでをお開きください。

**第 6 号議案 農用地利用集積計画 利用権設定**

452～521

○ **副会長**

審議番号 452 番から 521 番までの 70 件を議題とします。  
北部調査会の審査の報告をお願いします。

○ **北部調査会長**

報告します。  
審議番号 459 番は新規就農の案件で、申出人は、現在、富士町のトレーニングファームにおいてハウレンソウ栽培の技術習得のため研修中で、今回、農業経営を開始したいという事で、利用権設定の申出をされたものです。  
委員から、研修終了にむけた準備としての申請なのか、との質問があり、事務局から、研修は12月までの予定で、その後に農業経営を開始する旨の説明がありました。

なお、この案件を含め、審議番号452番から521番までの70件

新規 8 件： 54,603㎡

更新 62件： 418,861㎡

について、調査会において審議したところ、計画どおり承認相当として、総会へ送ること  
に決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ **副会長**

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この70件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **副会長**

異議なしと認めます。よって、この70件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **副会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この70件について、計画どおり承認することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **副会長**

異議なしと認めます。

よって、審議番号452番から521番までの70件については、計画どおり承認することに決定しました。

次に、議案書154ページをお開きください。

**第7号議案 買入協議の適否の判断について**

1・2

○ **副会長**

第7号議案 買入協議の適否の判断について、審議番号1番及び2番の2件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○ **南部調査会長**

報告します。

審議番号1番及び2番の2件について、調査会において審議したところ、買入協議の要請相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ **副会長**

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この2件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **副会長**

異議なしと認めます。よって、この2件については、一括審議・一括採決を行います。それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **副会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、買入協議の要請を行うことに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **副会長**

異議なしと認めます。

よって、審議番号1番及び2番の2件については、買入協議の要請を行うことに決定しました。

次に、議案書155ページをお開きください。

**第8号議案 佐賀農業振興地域整備計画書（案）**

○ **副会長**

第8号議案 佐賀農業振興地域整備計画書（案）を議題といたします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○ **南部調査会長**

報告します。

第8号議案 佐賀農業振興地域整備計画書（案）について、調査会において審議したところ、原案どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ **副会長**

ありがとうございました。

続きまして、北部調査会の審査の報告をお願いします。

○ **北部調査会長**

報告します。

第8号議案 佐賀農業振興地域整備計画書（案）について、調査会において審議したところ、原案どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ **副会長**

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **副会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決いたします。

この案件について、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **副会長**

異議なしと認めます。

よって、第8号議案 佐賀農業振興地域整備計画書（案）については、原案どおり承認することに、決定しました。

次に、議案書 156 ページをお開きください。

**第9号議案 令和5年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価**

○ **副会長**

第9号議案 令和5年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価を議題といたします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○ **南部調査会長**

報告します。

第9号議案 令和5年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価について、調査会において審議したところ、原案どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ **副会長**

ありがとうございました。

続きまして、北部調査会の審査の報告をお願いします。

○ **北部調査会長**

報告します。

第9号議案 令和5年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価について、調査会において審議しました。

委員より、新規参入促進の活動について質問があり、事務局より、相談会等が開催される場合は、担当部署から声掛けをしてもらうなど、関係機関との連携に努めていきたい旨の回答がありました。

また、委員より、遊休農地の解消に向けた活動のあり方について質問があり、他の各委員より、活動は自分のできる範囲で取り組んでいるなどの説明がありました。

その他、審議の結果、原案どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ **副会長**

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **副会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決いたします。

この案件について、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **副会長**

異議なしと認めます。

よって、第9号議案 令和5年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価については、原案どおり承認することに、決定しました。

お諮りします。

佐賀市農業委員会 令和6年5月定例総会議事録について、その字句、その他の整理を要するものについては、その整理を農業委員会会長に委任されたいと思いますが、これに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **副会長**

異議なしと認めます。よって、農業委員会会長に委任することに決定しました。

これをもちまして、本日の議事は全て終了しました。

佐賀市農業委員会 令和6年5月定例総会を閉会します。

本日はありがとうございました。

**午前 10 時 40 分 閉会**